

事業名	重要文化的景観等の保護の推進	
主管課及び関係課 (課長名)	(主管課)文化庁文化財部伝統文化課(課長:関裕行) 美術学芸課(課長:下坂守) 記念物課(課長:村田善則)	
施策目標及び達成目標	施策目標 8 - 2 文化財の次世代への継承・発展 達成目標 8 - 2 - 1 近代の文化財を含め文化財のうち重要なものの指定等を着実に 行い、保護のため必要な措置を講ずることにより、その適切な 保存整備・活用を図る。	
事業の概要	文化財保護法の一部を改正する法律(平成16年法律第61号)により新たに保護対 象となる重要文化的景観、民俗技術並びに登録有形文化財(美術工芸品)、登録有形民 俗文化財及び登録記念物の保存整備・活用のための補助等を行う。	
予算額及び 事業開始年度	平成17年度概算要求額:652百万円 事業開始年度:平成17年度	
得ようとする 効果	文化財保護法の一部改正により新たに保護の対象となる重 要文化的景観等について、その保存管理・修理に対する補助 など適切な保存整備・活用のための支援を行うことにより、 文化財の次世代への継承・発展を図る。	達成年度 平成21年度
必要性	<p>今日の社会構造や国民の意識の変化を踏まえ、国民の生活に密接に関係した文化的所 産として新たに保護対象の拡大が求められる分野や、保存及び活用のための措置が特に 必要とされる分野への対応を図るなど、文化財保護制度の改善が必要である。</p> <p>このため、平成14年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方 針」や文化審議会答申等における指摘を踏まえ、保護対象の拡大と保護手法の多様化を 図るため、平成16年5月、文化財保護法に関し、所要の改正を行ったところである。</p> <p>具体的には、人と自然の関わりの中で作り出されてきた文化的景観及び地域において 伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術である民俗技術が新たに保 護の対象にするとともに、近代の文化財等を保護するため建造物以外の有形文化財、有 形の民俗文化財及び登録記念物に登録制度を拡充したところである。</p> <p>これに伴い、平成17年4月1日の施行後は、重要文化的景観の選定や登録文化財の 登録等を行っていくこととなり、地方公共団体が行う保存管理・修理に対する補助など 保護に要する経費が必要不可欠となる。</p> <p>なお、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定等については国の責務として行う こととなるものであり、その保護のための支援についても国の責務として行っていくこ とが必要不可欠である。</p> <p>1) 当該事業の上位施策目標(基本目標)・達成目標についての、15年度実績評価に おける達成度合いの状況 文化財の指定等を行い保護のため必要な措置を講ずることにより、文化財の保護対 象を拡大するとともに、文化財に携る人材の資質・能力を向上させることや、インタ ーネットを活用して、より多くの国民に対し文化財に関する情報を提供することが、 文化財の次世代への継承・発展につながる。</p> <p>2) 15年度実績評価において抽出された課題・問題点 今日の社会構造や国民の意識の変化を踏まえ、国民の生活に密接に関係した文化的 所産として新たに保護対象の拡大が求められている分野や、保存及び活用のための措 置が特に必要とされる分野への対応を図るなど、文化財保護制度の改善を図る必要が ある。</p> <p>3) 1)、2)を踏まえて、当該新規・拡充事業を要求しなければならない理由 平成16年5月の文化財保護法の一部改正により、文化的景観及び民俗技術を新た に保護の対象にするとともに、近代の文化財等を保護するため建造物以外の有形の文 化財にも登録制度を拡充したところであり、これに対応して保護に要する経費が必要 不可欠となる。</p>	
効率性	重要文化的景観の保存管理・修理等については、所有者や地方公共団体等の責任で行 われるものであるが、これには継続的に多大の費用が必要となるため、特に多額の経費 を要する修理等については、貴重な国民的財産である文化財の適切な保存整備・活用を 計る観点から、その経費の一部を交付することとするものである。 このように、本事業は、民間の所有者や地方公共団体等と国とが費用負担の面で連携 協力することにより効率的に実施されるものである。 なお、重要文化的景観等は、地域的に偏在して分布することが予想されるため、補助 金の廃止や税源移譲により財源措置されることとなった場合は、真に必要な額が確保で きるような制度設計は困難と言わざるを得ない。その結果、財源不足に陥った地方公共	

	団体では、所有者向けの支援等の必要な施策が行えなくなるおそれもある。	
有効性	効果の把握の仕方 (検証の手順)	本事業の効果は、重要文化的景観の選定、重要有形民俗文化財（民俗技術関係）の指定及び登録文化財の登録の件数、保存管理・修理等の支援の対象となった文化財の件数、実績報告書等を参考に検証する。
	得ようとする効果の達成見込みの判断根拠(判断基準)	本事業の効果については、これに類似する「文化財の保存修理」「史跡等公有化助成」「無形文化財等の保護」(平成13年度事業評価)の結果、文化財の次世代への継承・発展に一定の効果があったことを踏まえ、文化財の次世代への継承・発展を図る観点から、同様の効果が得られると判断。
備考	○平成17年度機構定員要求 ・ 民俗技術及び登録有形民俗文化財の保護に係る業務体制の強化に伴う増 3名 ・ 登録有形文化財（美術工芸品）の調査・事務体制の強化に伴う増 5名 ・ 文化的景観及び登録記念物保護制度の推進のための体制強化 5名	

# 重要文化的景観等の保護の推進

我が国の産業・社会構造や国民の生活・意識の変化

失われゆく郷土の文化的な景観、生活・生産の製作技術、近代の文化遺産

これらは、既存の文化財では十分捉えられず、新たな保護手法が必要

## 文化財保護法の一部改正

### 保護対象の拡大

#### 文化的景観

(対象) 棚田、里山など、人と自然との関わりの中で作り出された景観

(保護) 国は、都道府県又は市町村の申出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定し、支援



#### 民俗技術

(対象) 鍛冶、船大工など、地域において伝承されてきた生活や生産に関する用具、用品等の製作技術

(保護) 民俗文化財として保護  
国や地方による指定、支援



### 保護手法の多様化

#### 登録制度の拡充

(目的) 届出制と指導・助言・勧告を基本とする緩やかな保護措置を講じ、文化財の所有者の自主的な保護を図る登録制度を、建造物に加え、他の有形の文化財に拡大

(対象) 開発等により保護の必要性が高まっている近代の文化財等

国、地方、文化財の所有者が連携・協力し、歴史的価値を有する郷土の景観や近代の文化財を保護